

電力需給仕様書

深川市立病院

1. 件名 電力需給（深川市立病院）
2. 供給期間 自 令和7年8月 1日 0時00分
至 令和8年7月31日 24時00分
3. 概要 (1) 需要場所 北海道深川市6条6番1号
(2) 業種及び用途 病院
(3) 現供給者 王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社
4. 仕様
- (1) 電力供給条件
- ①供給電気方式：交流3相3線式
②供給電圧（標準電圧）：6,000V
③計量電圧（標準電圧）：6,000V
④標準周波数：50Hz
⑤受電方式 1回線受電方式
⑥非常用自家発電設備：
○ガスタービン発電設備 3相3線 6,600V 750KVA 1台
○ディーゼル発電設備 3相3線 200V 95KVA 1台
⑦常用発電設備：無
- (2) 予定契約電力および年間予定使用電力量
- ①予定契約電力：600KW 業務用ウィークエンド電力
②年間予定使用電力量：2,255,000Kwh(令和7年8月1日～令和8年7月31日)
※月別の予定使用電力量は、別表1のとおり
- (3) 需給地点
需要場所における本市の電気設備と電力供給者の供給設備の接続点
- (4) 電気工作物の財産分界点
需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置は、一般電気事業者の所有とする。
- (5) 保安責任分界点
電気工作物の財産分界点と同じとする。
- (6) 供給の方法
需要場所における電気の需要に応じて全量供給するものとする。
- (7) 検針日および計量
- ①針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。
②電力の使用に対する料金の算定に必要な使用電力量、最大需要電力（需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値）および力率の計量は、需要場所に設置された計量器により行うものとする。
- (8) 料金体系
基本料金と電力量料金に基づく料金体系とする。
- (9) 電気料金の算定等
- ①電気料金の算定は、一ヶ月（前月の計量から当月の計量までの期間）の使用電力量により算定する。
②電気料金は、次のアからエまでに掲げる料金を合算した額とする。
ア 基本料金（常時）

契約電力、基本料金単価および力率を用いて次に定める算式により算出する。

□基本料金=契約電力×基本料金単価（常時）×（1.85—力率／100）

イ 電力量料金（平日・休日）

使用電力量、電力量料金単価および燃料費調整単価を用いて次に定める算式により算出する。なお、燃料費調整単価は、当該地域を管轄する一般電気事業者が採用する額とする。

□電力量料金=使用電力量（平日）×電力量料金単価（平日）＋使用電力量（休日）×電力量料金単価（休日）±使用電力量×燃料費調整単価

ウ 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。

(10) 電気料金の支払い

前号（9）電気料金の算定等により算定された1ヶ月分の電気料金の請求に基づき、当該請求が適法と認められる場合は、検針日の翌日から起算して30日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）にその電気料金を支払うこととする。

5. その他

- (1) 契約日から需給期間初日までの全ての準備行為は受注者において実施し、その費用は受注者において負担する。
- (2) 本契約に関する官公庁その他への手続き及び届出、それらに係るその他一切の手続きは受注者において実施し、その費用は受注者において負担する。
- (3) 電気事業法に定める自家用電気工作物保安管理業務は発注者の指定する業者とし、電力供給に際して必要があると認められる場合は連携を密にして対応すること。
- (4) 料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりとする。
 - ①契約電力および最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ②使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ③力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ④料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - ⑤消費税および地方消費税の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (5) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件によるものとし、需要者と供給者において協議のうえ決定する。
- (6) 契約期間中に消費税率の改定または経済情勢の激変、その他の予期することのできない特別な事情により価格に著しい変動が生じ、契約単価が不相当となった場合、需要者と供給者で協議のうえ、契約単価を変更することができるものとする。
- (7) この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、あらかじめ需要者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。
- (8) 受注者が何れかの理由により電力需給契約の継続が困難になった場合、新たな受注者が決定をし、電力供給が可能な状態になるまでは電力供給を担保しなければならない。
- (9) 契約締結時に次の書類（任意形式可）を提出すること。
 - ①受注者の担当窓口
 - ②本仕様書の条件を満たした受注者の電力契約等の約款
- (10) 電気の安定供給を図るため、北海道内に自社及び自社グループで600Kw以上のベース電源供給能力を有していること。

また、これを証明するために、別紙「安定供給証明書」により提出すること。

6. 入札の記載

(1) 入札価格算定における力率割引は力率100%で計算するものとして0.85とすること。

※力率割引 $0.85 = 1.85 - \text{力率}100\% / 100$

(2) 入札価格における電力量料金については、受注者において、平日、休日或いは昼間、夜間等電力量料金にそれぞれ異なる単価がある場合は平日、昼間の料金にて算定された単価を使用するものとし、受注者において休日又は夜間等の料金区分による安価な契約種別がある場合には契約時に入札価格の範囲内にて休日又は夜間等の単価を別に定める事ができるものとする。

入札書に内訳書として、算定の根拠となる契約種別及び料金単価を明記する。

(3) 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

安定供給証明書

令和7年 月 日

深川市立病院

開設者 深川市長 田中 昌幸 殿

供給品目 電力需給(深川市立病院)

供給期間 令和7年8月1日から令和8年7月31日

この品目につきまして、弊社は、貴院の指定する期間、電力を安定的に供給することを証明いたします。

1. 保有ベース電源

所在地

発電能力

2. 保有ベース電源

所在地

発電能力

3. 保有ベース電源

所在地

発電能力

以上

住所
会社名
代表者

印